



大阪労働局 京都労働局

Press Release

大阪労働局発表
京都労働局発表
平成27年8月27日

報道関係者各位

違法な長時間労働、賃金不払い残業等で書類送検 ～ 過重労働撲滅特別対策班（「かとか」）による書類送検 ～

大阪労働局（局長 中沖 剛）及び京都労働局（局長 森川 善樹）は、連携を図った捜査を行い、平成27年8月27日、株式会社フジオフードシステム、同社エリアマネージャー兼店長2名、同社エリアマネージャー1名及び同社店長13名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁及び京都地方検察庁に書類送検した。

記

1 事件の概要

株式会社フジオフードシステムは、同社が経営する飲食店大阪府所在 15 店舗及び京都府所在 2 店舗において、労働者に対して、最長の者で平成 26 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間で 133 時間 31 分時間外労働させ、また法定の休憩時間を与えず、時間外労働に対する法定の割増賃金を支払わなかったもの。

(詳細は「4 犯罪事実の概要」参照)

2 被疑者

(1) 株式会社フジオフードシステム

主たる事務所 大阪市北区菅原町 2 番 16 号 FUJIOBLDG.

代表取締役 藤尾 政弘

事業内容 飲食店(「まいどおおきに食堂」、「串家物語」、「つるまる」、「かっぱうぎ」等のブランド名でチェーンレストランを展開)フランチャイズを含め約 700 店舗を全国展開

(2) 大阪府下及び京都府下の事業場の店長等

[大阪府下所在の事業場]

同社 北久宝寺食堂店長 (以下「被疑者A」という)

同社 高槻食堂店長 (以下「被疑者B」という)

同社 木川東食堂店長 (以下「被疑者C」という)

同社 内平野町食堂店長 (以下「被疑者D」という)

同社 じゅうじゅう屋南森町店店長 (以下「被疑者E」という)

同社 阿波座食堂店長 (以下「被疑者F」という)

同社 谷町 2 丁目食堂店長 (以下「被疑者G」という)

同社 つるまるかっぱ横丁店店長 (以下「被疑者H」という)

同社 つるまる京町堀店店長 (以下「被疑者I」という)

同社 鶴丸饅頭本舗谷町 1 丁目店店長 (以下「被疑者J」という)

同社 串家物語ナビオ店店長 (以下「被疑者K」という)

同社 串家物語なんばパークス店店長 (以下「被疑者L」という)

同社 天六食堂店長 (以下「被疑者M」という)

同社 エリアマネージャー兼関空食堂店長 (以下「被疑者N」という)

同社 エリアマネージャー兼東三国食堂店長 (以下「被疑者O」という)

[京都府下所在の事業場]

同社 京阪・奈良エリアマネージャー（串家物語京都蛸薬師店及び串家物語京都五条店を指揮するもの）（以下「被疑者P」という）

3 違反条文

（１）株式会社フジオフードシステムについて

労働基準法違反

同法第 3 2 条第 1 項

同法第 4 0 条第 1 項

同法施行規則第 2 5 条の 2 第 1 項

同法第 3 4 条第 1 項

同法第 3 7 条第 1 項

同法第 1 1 9 条第 1 号（罰則）

同法第 1 2 1 条（法人両罰）

（２）被疑者Aから被疑者Kまでについて

労働基準法違反

同法第 3 2 条第 1 項

同法第 3 4 条第 1 項

同法第 1 1 9 条第 1 号（罰則）

（３）被疑者Lについて

労働基準法違反

同法第 3 2 条第 1 項

同法第 1 1 9 条第 1 号（罰則）

（４）被疑者Mについて

労働基準法違反

同法第 3 2 条第 1 項

同法第 3 4 条第 1 項

同法第 1 1 9 条第 1 号（罰則）

（５）被疑者Nについて

労働基準法違反

同法第 3 2 条第 1 項

同法第 3 4 条第 1 項

同法第 37 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）

（ 6 ）被疑者 O について

労働基準法違反

同法第 32 条第 1 項
同法第 40 条第 1 項
同法施行規則第 25 条の 2 第 1 項
同法第 34 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）

（ 7 ）被疑者 P について

労働基準法違反

同法第 32 条第 1 項
同法第 40 条第 1 項
同法施行規則第 25 条の 2 第 1 項
同法第 34 条第 1 項
同法第 37 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）

4 犯罪事実の概要

（ 1 ）本社について

被疑者株式会社フジオフードシステムは、大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号 F U J I O B L D G . に本店を置いて飲食業を営む事業主、藤尾政弘は被疑会社の代表取締役であり、被疑会社の代表者であるが、以下（ 2 ）乃至 の犯罪について、何らの防止措置を講じておらず、もって違反の防止に必要な措置をしていなかったものである。

（ 2 ）各被疑者について

被疑者 A は、同社の北久宝寺食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 A は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、北久宝寺食堂において、労働者 A に対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 46 時間 6 分超え労働をさせた

第二 被疑者 A は、同会社のため、北久宝寺食堂において、労働者 A に対

して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 53 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
ものである。

被疑者 B は、同社の高槻食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 B は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、高槻食堂において、労働者イに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 41 時間 30 分超え労働をさせた

第二 被疑者 B は、同会社のため、高槻食堂において、労働者イに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 65 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
ものである

被疑者 C は、同社の木川東食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 C は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、木川東食堂において、労働者ウに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 76 時間 14 分超え労働をさせた

第二 被疑者 C は、同会社のため、木川東食堂において、労働者ウに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 67 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
た

ものである。

被疑者 D は、同社の内平野町食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 D は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、内平野町食堂において、労働者エに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 39 時間 17 分超え労働をさせた
た

第二 被疑者 D は、同会社のため、内平野町食堂において、労働者エに対

して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 42 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
ものである。

被疑者 E は、同社のじゅうじゅう屋南森町店の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 E は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、じゅうじゅう屋南森町店において、労働者オに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 58 時間 51 分超え労働をさせた

第二 被疑者 E は、同会社のため、じゅうじゅう屋南森町店において、労働者オに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に 7 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった

ものである。

被疑者 F は、同社の阿波座食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者 F は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、阿波座食堂において、労働者カに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 49 時間 41 分、労働者キに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 42 時間 7 分超え労働をさせた

第二 被疑者 F は、同会社のため、阿波座食堂において、労働者カに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 20 回、労働者キに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 8 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の中に与えなかった

ものである。

被疑者 G は、同社の谷町 2 丁目食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者Gは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、谷町2丁目食堂において、労働者クに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大30時間44分超え労働をさせた

第二 被疑者Gは、同会社のため、谷町2丁目食堂において、労働者クに対して、平成26年1月1日から同年1月31日までの間に10回、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかったものである。

被疑者Hは、同社のつるまるかっぱ横丁店の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者Hは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、つるまるかっぱ横丁店において、労働者ケに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大88時間31分超え労働をさせた

第二 被疑者Hは、同会社のため、つるまるかっぱ横丁店において、労働者ケに対して、平成26年1月1日から同年3月31日までの間に43回、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかったものである。

被疑者Iは、同社のつるまる京町堀店の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、

第一 被疑者Iは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、つるまる京町堀店において、労働者コに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大72時間42分超え労働をさせた

第二 被疑者Iは、同会社のため、つるまる京町堀店において、労働者コに対して、平成26年1月1日から同年3月31日までの間に11回、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかったものである。

被疑者Jは、同社の鶴丸饅頭本舗谷町1丁目店の店長として、同社の店

舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、
第一 被疑者Jは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、鶴丸饅頭本舗谷町1丁目店において、労働者サに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大62時間55分超え労働をさせた
第二 被疑者Jは、同会社のため、鶴丸饅頭本舗谷町1丁目店において、労働者サに対して、平成26年1月1日から同年3月31日までの間に24回、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
ものである。

被疑者Kは、同社の串家物語ナビオ店の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、
第一 被疑者Kは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、串家物語ナビオ店において、労働者シに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大44時間27分超え労働をさせた
第二 被疑者Kは、同会社のため、串家物語ナビオ店において、労働者シに対して、平成26年2月1日から同年3月31日までの間に40回、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった
ものである。

被疑者Lは、同社の串家物語なんばパークス店の店長として、同社の店舗を管理する使用者であるが、被疑者Lは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、串家物語なんばパークス店において、労働者スに対し、労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である1ヶ月45時間を、最大85時間36分超え労働をさせたものである。

被疑者Mは、同社の天六食堂の店長として、同社の店舗を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、
第一 被疑者Mは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、天六食堂において、労働者セに対し、1週間40時間を、最大31時間24分超え労働をさせた

第二 被疑者Mは、同会社のため、天六食堂において、労働者セに対して、平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間に 23 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかったものである

被疑者Nは、同社のエリアマネージャー兼関空食堂の店長として、同社の店舗を管理する使用者であるが、

第一 被疑者Nは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、関空食堂において、労働者ソに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 66 時間 25 分超え労働をさせ、労働者タに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 80 時間 22 分超え労働をさせた

第二 被疑者Nは、同会社のため、関空食堂において、労働者ソに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 42 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えず、また、労働者タに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 43 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった

第三 被疑者Nは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、関空食堂において、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間、労働者ソに対して、法定の労働時間を延長して労働させながら、60 時間までの時間外労働に対しては、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算し、60 時間を超える時間外労働に対しては通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を、ソの指定する銀行口座に振り込まず、もってその所定支払日である平成 26 年 2 月 14 日、同年 3 月 14 日、同年 4 月 14 日に合計 165、637 円を支払わなかったものである。

被疑者Oは、同社のエリアマネージャー兼東三国食堂の店長として、同社の店舗を管理する使用者であるが、

第一 被疑者Oは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、東三国食堂において、労働者チに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 50 時間 18 分超え、労働者ツに

対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 65 時間 39 分超え、労働をさせた

第二 被疑者〇は、同会社のため、東三国食堂において、労働者チに対して、平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 5 回、労働者ツに対して、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に 7 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった

ものである。

被疑者 P は、同社のエリアマネージャーとして、同社の京阪奈良エリアの店長を指揮管理する使用者であるが、

第一 被疑者 P は、同会社のため、法定の除外事由がないのに、串家物語京都蛸薬師店において、平成 26 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、店長である労働者テに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 29 時間 54 分超え労働をさせ、串家物語京都五条店において、同年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間店長である労働者テに対し、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の限度時間である 1 ヶ月 45 時間を、最大 36 時間 6 分超え労働をさせた

第二 被疑者 P は、同会社のため、串家物語京都蛸薬師店において、店長である労働者テに対して、平成 26 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に 19 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えず、また、串家物語京都五条店において、同年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間店長である労働者テに対して、平成 26 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に 20 回、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなかった

第三 被疑者 P は、同会社のため、串家物語京都蛸薬師店において、平成 26 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、店長である労働者テに対して、平成 26 年 6 月 1 日から同年同月 30 日までの間、法定の労働時間を延長して労働させながら、60 時間までの時間外労働に対しては、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算し、60 時間を超える時間外労働に対しては通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を、テの指定する銀行口座に振り込まず、もってその所定支払日である平成 26 年 7 月 15 日に 48、403 円を支払わず、串

家物語京都五条店において、同年8月1日から同年8月31日までの間、法定の労働時間を延長して労働させながら、60時間までの時間外労働に対しては、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算し、60時間を超える時間外労働に対しては通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を、テの指定する銀行口座に振り込まず、もってその所定支払日である平成26年9月13日に59,356円を支払わなかった

ものである。

(なお、犯罪事実の第一及び第二については、京都局で立件、第三については、大阪局で立件した。)

5 その他

株式会社フジオフードシステムは、国内外にフランチャイズを含め約700店舗の飲食店を展開する事業場であり、本来同業者の模範となる立場であるところ、過去幾度となく監督指導を受けながら、改善が行われなかったため、今般大規模な送検を行ったものである。

6 過重労働撲滅に向けて

- (1) 厚生労働省では、これまでも長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んできており、平成26年9月には、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」を設置し、省をあげてこれらの対策の強化に取り組んでいるところである。
- (2) 大阪労働局においては、本年4月1日、過重労働撲滅特別対策班を立ち上げ、過重労働等の撲滅に向け、著しい過重労働により労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正な対応を強化している。

本事件は、同班が捜査し、他局における事業場も含め広域的に捜査を実施し、書類送検を行ったものである。

関係条文

労働基準法

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

(労働時間及び休憩の特例)

第四十条 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働基準法施行規則

(労働時間の特例)

第二十五条の二 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

労働基準法

(休憩)

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(罰則) *

第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、**第三十二条**、**第三十四条**、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、**第三十七条**、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条

まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(両罰規定) *

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

送 検 法 違 反 早 見 表

番号	店舗名	被疑者	労働者	労基法第32条 労基法第36条	労基法第32条 労基法第40条 労基法第36条	労基法第32条	労基法第34条	労基法第37条
				(週法定40時間)36協定を 超えて、長時間労働	(週法定44時間)36協定を 超えて、長時間労働	(週法定40時間)36協定なく、 長時間労働	休憩なし	時間外未払い
1	北久宝寺食堂	A	ア					
2	高槻食堂	B	イ					
3	木川東食堂	C	ウ					
4	内平野町食堂	D	エ					
5	じゅうじゅう屋南森町	E	オ					
6	阿波座食堂	F	カ					
			キ					
7	谷町2丁目食堂	G	ク					
8	つるまる かっぱ横丁	H	ケ					
9	つるまる 京町堀	I	コ					
10	鶴丸餛飩本舗 谷町1丁目	J	サ					
11	串家物語 ナビオ	K	シ					
12	串家物語 なんばパークス	L	ス					
13	天六食堂	M	セ					
14	関空食堂	N	ソ					
			タ					
15	東三国	O	チ					
			ツ					
16	串家物語 京都蛸薬師店	P	テ					
17	串家物語 京都五条		テ					